（国税徴収法施行令の一部改正）

第十四条　国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び次項第二号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十三号（定義）に規定する存続連合会が行う存続連合会老齢給付金の支給に関する制度及び同条第十五号に規定する連合会が行う平成二十五年厚生年金等改正法附則第七十五条第二項（解散存続連合会の残余財産の連合会への交付）の規定に基づく年金又は一時金の支給に関する制度

第三十五条第四項第二号中「厚生年金保険法」を「平成二十五年厚生年金等改正法第一条（厚生年金保険法の一部改正）の規定による改正前の厚生年金保険法」に、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十一条第二号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる」を「所得税法施行令第七十二条第二項（退職手当等とみなす一時金）に規定する」に改め、同項第三号中「第三十一条第二号」を「昭和四十年法律第三十三号）第三十一条第三号（退職手当等とみなす一時金）」に改め、「支払われる一時金」の下に「（所得税法施行令第七十二条第三項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給される一時金で同号に規定する加入員又は加入者の退職により支払われる一時金を含む。）」を加え、同項第四号中「第七十二条第二項第四号（退職手当等とみなす一時金）」を「第七十二条第三項第四号」に改め、同項第六号中「第七十二条第二項第三号ロ」を「第七十二条第三項第三号ロ」に改め、「（退職手当等とみなす一時金）」を削る。

（所得税法施行令の一部改正）

第十五条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第五項中「法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約」を「次に掲げる契約」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約

二　法人税法施行令第百五十六条の二第十号（用語の意義）に規定する厚生年金基金契約

第六十四条第一項第四号中「第二十二条第一項第五号」を「第二十二条第一項第三号」に改める。

第六十九条第一項第二号中「係る金額」の下に「若しくは公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三十六条第七項（解散存続厚生年金基金の残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付）において準用する同条第一項の規定による申出に従い交付された額」を加え、同号ただし書中「第七十二条第二項第五号」を「第七十二条第二項第六号」に改める。

第七十条第一項第二号中「第七十二条第二項第五号」を「第七十二条第三項第六号」に改める。

第七十二条第二項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　次に掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金で加入員又は確定給付企業年金法第二十五条第一項（加入者）に規定する加入者の退職により支払われるもの（同法第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて拠出された掛金のうちに当該加入者の負担した金額がある場合には、その一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

イ　平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十二条第三項（基金中途脱退者に係る措置）、第四十三条第三項（解散基金加入員等に係る措置）、第四十六条第三項（確定給付企業年金中途脱退者に係る措置）、第四十七条第三項（終了制度加入者等に係る措置）又は第七十五条第二項（解散存続連合会の残余財産の連合会への交付）の規定

ロ　平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三条第一項（確定給付企業年金中途脱退者等に係る措置に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第二条（確定給付企業年金法の一部改正）の規定による改正前の確定給付企業年金法第九十一条の二第三項（中途脱退者に係る措置）の規定

ハ　平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第九十一条の三第三項（終了制度加入者等に係る措置）の規定

第七十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第三十一条第二号に規定する政令で定める一時金（これに類する給付を含む。）は、平成二十五年厚生年金等改正法第一条（厚生年金保険法の一部改正）の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく一時金で平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十二号（定義）に規定する厚生年金基金の加入員（次項第五号において「加入員」という。）の退職に基因して支払われるものとする。

第七十三条第一項中「前条第二項第一号」を「前条第三項第一号」に改める。

第七十六条第一項中「第七十二条第二項第一号」を「第七十二条第三項第一号」に改め、同条第二項中「第七十二条第二項第四号（退職手当等とみなす一時金）」を「第七十二条第三項第四号」に改める。

第八十二条の二第一項に次の一号を加える。

六　旧厚生年金保険法第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく年金

第八十二条の二第二項第一号中「第七十二条第二項第一号又は第七号（確定給付企業年金に係る規約に基づく一時金に類する一時金）」を「第七十二条第二項第一号又は第八号（退職手当等とみなす一時金）」に改め、同項第三号中「第七十二条第二項第三号イ」を「第七十二条第三項第三号イ」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　第七十二条第三項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給を受ける年金（同号に規定する規約に基づいて拠出された掛金のうちにその年金が支給される確定給付企業年金法第二十五条第一項（加入者）に規定する加入者（同項に規定する加入者であつた者を含む。）の負担した金額がある場合には、その年において支給される当該年金の額（その年金の支給開始の日以後に当該規約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額を除く。）に当該年金に係る次条第一項の規定に準じて計算した割合を乗じて計算した金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

第八十二条の三第一項第二号を次のように改める。

二　法第三十五条第三項第三号に規定する掛金のうちその年金が支給される基因となつた同号に規定する加入者の負担した金額（当該金額に次に掲げる資産に係る当該加入者が負担した部分に相当する金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額）

イ　平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十五条第一項（解散存続厚生年金基金の残余財産の確定給付企業年金への交付）の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号（定義）に規定する存続厚生年金基金（ニからヘまでにおいて「存続厚生年金基金」という。）から交付された同項に規定する残余財産

ロ　平成二十五年厚生年金等改正法附則第五十五条第二項（存続連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金等の移換）の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（ハにおいて「存続連合会」という。）から移換された平成二十五年厚生年金等改正法附則第五十五条第一項に規定する年金給付等積立金等

ハ　平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十二条第二項（移換に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百六十五条の二第二項（連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換）の規定により存続連合会から移換された平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百六十五条第五項（連合会から基金への権利義務の移転及び年金給付等積立金の移換）に規定する年金給付等積立金